

感染症拡大防止のための施設利用について

1 人数制限について

【屋外施設等（10月13日から適用）】

施設		人数制限	備考
グラウンド	富士見公園 武蔵野公園 あさひ公園 宮の下運動公園※	1 区分 200 人	大会等を開催する場合は、事前 にご相談ください
	テニスコート		
クラブハウス	第 1 ミーティングルーム	12 人	
	第 2 ミーティングルーム	9 人	
堰下レクリエーション広場		200 人	芝生広場のみ利用可能

堰下レクリエーション広場の営火場などは、再開が決定次第お知らせいたします。

※宮の下運動公園は、11月1日（日）から利用可能です。

【屋内施設等（10月13日から適用）】

施設		人数制限	備考
スポーツ センター	第 1 ホール（全面）	200 人	競技種目などにより左記人数制限で は、密になることが予想されます 競技団体が作成しているガイドライ ンなどを参考に人数を抑制ください また、大会等を開催する場合は事前 にご相談ください 会議室で運動をする場合は、括弧内 の人数とします
	第 2 ホール（全面）	150 人	
	第 3 ホール	90 人	
	第 1～3 会議室（全面）	30 人(42 人)	
	和室	6 人(10 人)	
スイミング センター※	第 1 会議室	10 人	
	第 2 会議室	20 人	
弓道場	射場	10 人	大会等を開催する場合は、事前にご 相談ください
	会議室	6 人	

スポーツセンター卓球場やトレーニングルームについては、別の資料をご確認ください。

観覧席（見学を含む）を利用する場合は、事前にご相談ください。

※スイミングセンター会議室は、11月1日（日）から再開いたします。

2 利用についての遵守事項

時期	お守りいただく内容
施設利用前の注意	<p>① 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせてください。</p> <p>ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）</p> <p>イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合</p> <p>ウ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合</p> <p>② マスクを持参してください（休憩時など会話をする際にはマスクを着用ください）。</p> <p>③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施してください。</p> <p>④ 他の利用者や施設職員との距離（できるだけ2m以上）を確保してください。（ただし、障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）</p> <p>⑤ 利用中に大きな声で会話、応援等をしないでください。</p> <p>⑥ 管理者が決めたその他の措置を守り、職員等の指示に従ってください。</p>
利用当日の注意	<p>① 名簿の作成</p> <p>当日の参加者全員（施設内で見学する保護者などを含む）の氏名、連絡先（電話番号）、利用当日の体温が記載された名簿を作成し、利用日から3週間は保管してください。<u>※施設で感染が発生した場合に、保健所からの連絡がある場合があります。参加者全員にあらかじめ了承を得ておいてください。</u></p> <p>② 体調の確認</p> <p>当日の参加者全員（施設内で見学する保護者などを含む）について、利用前2週間における以下の事項の有無を確認してください。</p> <p>ア 平熱を超える発熱</p> <p>イ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状</p> <p>ウ だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）</p> <p>エ 嗅覚や味覚の異常</p> <p>オ 体が重く感じる、疲れやすい等</p> <p>カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無</p> <p>キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる</p> <p>ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある</p> <p>③ マスクの準備</p> <p>運動・スポーツ中のマスクの着用は利用者等の判断によるもの（※）としますが、休憩などスポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスクを着用ください。<u>（※）マスク（特に外気を取り込みにくいN95などのマスク）を着用してスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があるのでご注意ください。</u></p> <p>④ 施設利用前後の留意事項</p> <p>施設利用前後のミーティング等において、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮してください。</p>

	<p>⑤ 更衣室・ロビーの利用 更衣室は距離を空けて利用できますが、シャワーは利用中止となります。 ロビーは、人と人との距離を確保しながら、利用時間を1時間以内としてください。</p> <p>⑥ 換気 屋内施設の場合は、定期的（30分に1回程度）に窓を開けるなど換気を心掛けてください。入口のドアや窓を開放するなど管理者の指示に従ってください。</p> <p>⑦ ゴミの廃棄 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、自宅に持ち帰るなど個人で処理してください。ゴミを扱う時はマスクや手袋を着用し、処理が終了したら石鹸と流水で手を洗い、手指消毒してください。</p> <p>⑧ スポーツ用具の管理 スポーツ用具を複数の利用者が共用しないようにするため、利用者が所有するスポーツ用具を持参してください。 利用者が準備できない各施設に設置している備品（支柱やネット）などについては、必要最少人数で設置するなど手が頻回に触れる箇所を最低限にするよう工夫してください。また、利用した備品を報告するとともに、利用後は管理者の指示で消毒などにご協力ください。</p>
<p>スポーツ 時の注意</p>	<p>① 十分な距離の確保 運動・スポーツの種類に関わらず、スポーツをしていない間も含め、周囲の人となるべく距離（※）を空けてください（介助者や誘導者の必要な場合を除く）。 <u>（※）感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当です。</u></p> <p>② その他の注意事項 ア 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないでください。 イ タオルやラケットなどの共用はしないでください。 ウ 飲食については、指定の場所以外では行わないでください。 エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を施設内に捨てないでください。 オ 運動・スポーツの際の水分補給として飲み物を利用者（会員等）に提供する際は、以下などに配慮して適切に行ってください。 i 利用者が飲み物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること ii ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること iii 取り扱うスタッフにはマスクを着用させること</p> <p>③ 練習内容の工夫 三つの密に注意しながら練習・活動内容について工夫してください。 中央競技団体が、必要に応じ特性に応じた各競技別のガイドラインの作成に取り組んでいますので、そのガイドラインを参考にしながら、ご利用ください。</p>

上記内容については、国や東京都の方針を確認しながら、適宜見直しをしていきます。

感染拡大防止のため、ご協力お願いいたします。

問合せ 羽村市スポーツセンター
電話 042-555-0033